

佐倉市ファミリーサポートセンター事業

きょうだい利用への助成を受けるには・・・

助成対象者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- ファミサポの**会員**（**依頼会員**、**産前・産後会員**、**両方会員**）であること
- **助成登録**をしている方
- ファミサポに**利用登録**をしているお子さんを**2人以上****養育**している世帯
- ファミサポに**利用登録**をしている複数の兄弟姉妹が同一月内にファミサポを利用していること

助成内容(しくみ)

同一月内の**利用**について、**利用料の合計が最も多いお子さんを1人目**とします。それ以外のお子さんの**利用料の合計額の2分の1**を助成します。

※月をまたぐ利用は対象外です。

※年齢順ではなく、その月の利用額によって、「1人目」が変わります

助成額

1か月あたり2万円／世帯

具体例



助成を受けるには

令和8年4月1日利用分から対象

助成制度の利用を希望される場合は、

あらかじめ**佐倉市こども保育課**で**事前登録手続き**を行ってください。

※事前登録がない場合、助成を受けることはできません。

助成利用登録

- 1 以下の書類を、こども保育課へ提出（郵送又は持参）
 - ①「佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書」
 - ②申請者及びその養育する児童の住民票の写し
 - ③佐倉市ファミリーサポートセンターの会員証の写し
- 2 こども保育課で審査後、決定通知書を送付



ファミサポを利用

- 1 ファミサポ事業を利用
- 2 利用料（通常料金）を提供会員にお支払い



助成の申請

- 1 利用月ごとに、以下の書類をこども保育課へ提出
 - ①助成金申請書
 - ②援助活動報告書（提供会員から受け取った報告書原本）
- 2 審査後、指定口座へ助成金を振り込みます



申請期限

利用した年度の翌年度末まで

例：令和8年4月に利用した場合、令和10年3月末まで

